令和８年８月２１日 施行

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

特記仕様書

１　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」という）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」という）について設計変更を行う対象工事である。

２　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし、別途調達経費を含む）。

３　受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。